

会 議 録 目 次

令和４年第８回海田町議会臨時会（第１日目）

令和４年１０月７日（金）午前９時００分 開会

日 程 第 １	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	３
日 程 第 ２	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	３
日 程 第 ３	第４５号議案 令和４年度海田町一般会計補正予算（第４号）・・・	４
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	１４

令和4年第8回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和4年10月7日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 (開 議) 10月7日 (金) 午前9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|--------|----|------|
| 町 | 長 | 西田祐三 |
| 副町 | 長 | 今岡寛之 |
| 企画部 | 長 | 鶴岡靖三 |
| 総務部 | 長 | 丹羽勤 |
| 福祉保健部 | 長 | 森川雅枝 |
| 企画課 | 長 | 藤原靖 |
| 財政課 | 長 | 吉本真人 |
| 総務課 | 長 | 中村修介 |
| 社会福祉課 | 長 | 杉本幸穂 |
| 保健センター | 所長 | 森原知美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 倉本勇登 |
| 主査 | | 戸成正考 |
| 主任 | | 辻千奈美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第45号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第4号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第8回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道

関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。なお、体調管理の観点から、上着の脱衣を許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。さて、原油や原材料の価格上昇はいまだ収束をせず、その結果、幅広い商品やサービスで物価高騰が続く中、とりわけ食料品に関しては、10月に入って、今年一番の値上げラッシュを迎えております。一方で、労働者の購買力をあらかず実質賃金は、昨年を下回っており、家計にとって厳しい状況が続いております。執行部におかれましては、引き続き、国の経済対策を注視して、これを有効・確実に活用するなど、町民の安全安心な生活のために、スピード感を持って施策を進めていただきたいと思います。本臨時会においては、これらの物価高騰に対応した給付金に関するもののほか、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に関わる補正予算が上程されております。議員各位におかれましても、現下の状況を勘案の上、慎重審議をお願いしたいと思います。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、おはようございます。本日、令和4年第8回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会には、補正予算1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、10番、宗像議員、11番、久留島議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。この際、議長

より、議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆様におかれましては、挙手の際に職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第45号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第45号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第4号。この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第45号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第4号について御説明いたします。資料1として、補正予算説明書、資料2、資料3として、事業概要資料を提出しております。説明は、事業概要資料によりさせていただきます。初めに、資料2をお願いします。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要でございます。1、概要については、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、国が定める支給要領に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するものでございます。2、支給対象世帯については、（1）令和4年度住民税非課税世帯と、（2）令和4年1月以降の家計が急変した世帯となります。3、支給額については、1世帯当たり5万円でございます。4、補正予算額については、記載のとおりで、全額、国の特定財源となっております。5、支給開始予定日は、令和4年11月22日でございます。続いて、資料3をお願いします。新型コロナウイルスワクチン接種オミクロン株対応の概要でございます。接種対象者は、初回、1、2回目接種を完了している12歳以上の方で、接種間隔は、現時点では、前回接種から5か月経過を想定しております。接種券の送付は、9月27日から順次発送予定です。なお、ワクチン未接種のため、まだ接種券が手元にある場合は、新たな接種券は送付しないものとします。4、集団接種については、10月15日から接種開始予定です。なお、従来株のワクチンで4回目を集団接種した60歳以上の方については、5回目接種が可能となる時期までに、接種会場と日時を町が指定して通知いたします。5、個別接種については、従来株のワクチン接種が終了してから、オミクロン

株対応のワクチン接種を9月27日から順次実施いたします。こちらは、接種希望者自身で医療機関に予約していただきます。6、補正予算額については、記載のとおりで、全額、国の特定財源となっております。続きまして、議案を御説明いたします。第45号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,524万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億4,576万7,000円とするものでございます。以上で、令和4年度海田町一般会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点お尋ねいたしますが、まず最初の、2番目の、住民税非課税世帯、これは、町民税は3,500円、県民税が2,000円、森づくりが500円、合わせて6,000円。非課税世帯というのはどういう意味なのか。均等割というのが、次に、項目ありますよね。均等割だから非課税になってなくて、これだけ払って、それ以上の所得、いわゆる、県と町が4対6か、で支払っているのが、非課税世帯という意味、該当、これはどのように解釈すればいいのか。まず、これが1点。それから、12か月分ここで計上されて、予算組む、予定にして、今、議案の説明がありましたが、手続の方法、申請制度なんですよ。周知徹底が必要だと思うんですが、非課税世帯、2,400世帯が、全て、広報で知らせるのか、それとも、郵送で世帯ごとに知らせるのか。これを、二つ目にお尋ねをいたします。三つ目には、実際、今まで聞いた中で、非課税世帯が4,000というのも数字が聞いたことがある。今ここは2,400、何でそんなに施策によって違ってくるのか。正式に、非課税世帯というのは、海田町で、世帯ですから1万2,000、3,000ぐらいあると思うんですが、実際は、公式ですよ。公式発表の非課税世帯、これは2,400あるんだけど、それ以外にもう出てきとるのではないかとということが三つ目。もう一つは、手続が必要というんだけど、窓口はどこなのか。しかも、この窓口で、会計年度任用という、臨時に、昔で言う臨時職員を雇うのかどうか。これをお尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）まず、1点目の非課税とは何かというところでございますが、均等割非課税ということで、均等割の内訳はあるかと思えますけれども、均等割額が課税されていない世帯と御理解いただけたらと思います。2点目、周知が必要ではないかということですが、対象世帯を抽出いたしまして、把握できました世帯については通知を

行いまして、確認書類等を返送いただいて、支給していくという流れを予定しております。3点目が、非課税世帯等に対する臨時特別給付金、そのときに、4,000世帯ということで算定をいたしましたところでございますけれども、その際には、国が示しました算定基準に基づきまして算出したところでございます。この度の対象者数につきましては、令和3年度の実績を踏まえて算出をいたしましたので、その差がございます。4点目でございますが、相談受付窓口としまして、加藤会館のほうで専用の窓口を設けたいと考えております。また、会計年度任用職員を1名雇用いたしまして、一時的に必要な事務、膨大な事務処理に対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。はい、佐中議員。

○15番（佐中）非課税世帯という中身ですよ。先ほど言いました具体的に、町民税が3,500円、県民税が2,000円、森づくりが500円、全くこれが非課税、いわゆるゼロ円ですよ。この方だけ、これが該当するのでしょうか。しかも、電力・ガス・食品という主題の項目で挙げておりますが、ただ、一律にこれを支払うのか、あるいは、家族が違って、非課税で、一定程度の、基本料金以上に使ったところが、今のこの5万円の対象になるのか、それ以下はならないのか、さっき言った国の基準、この基準が我々には分からぬのです。そうすると、難しいんかも分かりませんが、その算出の、該当というんか、資料というんか、計算方法ですよ。これは、もう一律に非課税世帯については5万円支出をすると、援助するということになっているのでしょうか。まず最初に聞きたいのは、非課税世帯はどこまでが範囲でどう該当しとるのか。ちょっと私、勉強不十分かもしれませんが、今までの聞いた数字では、4,000あったり、今こうあるのは2,400とかいうような数字があったりする、びっくりするような、非課税世帯があるように認識をしておるんですが、それを、明確にするために質疑をするわけです。よろしくをお願いします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）佐中議員さんがおっしゃられました非課税世帯ということで、均等割の内訳はあるかと思えますけれども、全て課税されていない方、ゼロ円ということで、その世帯が対象になってまいります。だけかということでございますけれども、非課税世帯としてはそうですが、（2）番にございます家計が急変した世帯というところもありますので、そういったところに向けての周知を図ってまいりたいと考えております。それから、支給額につきましては、一律1世帯当たり5万円となっております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。2点お伺いをいたします。4回目が終わった60歳以上の方、高齢者の方ですね。これ、いろんな説が出てるんです。期間を3か月とか5か月とか、いろいろな話を聞くんですけど、実際、国からはどのように指示されておられますか。3か月か5か月か、3か月だったら、私ら、もう、該当するんですけど、その辺のことをお聞きします。それともう一つ。第7波に関しては、子どもたちの感染から家族に広がったというのはすごく多かったと思うんですが、オミクロン株対応のワクチンについては、子どもたちの接種についてどのような対策を考えておられますか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）1点目の接種間隔のことにつきましては、今後、国のほうが短縮するかどうかという結論を出して市町のほうに通知することになっておりますので、現時点では5か月という想定になっております。それから2点目につきましては、オミクロン株対応のこのワクチンは12歳以上の方になっておりますので、1、2回目を接種しているけれどもまだ3回目接種してない方について、12歳以上の方、全て、接種券を今後お送りして、接種を、広報等でも周知していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。下岡議員。

○9番（下岡）佐中議員の関連質問なんですけれども、まず1点目の、令和4年度住民税、町県民税の非課税世帯、具体的に何件なのか。2番目は、2,600になってますから、残りだと思うんですけれども、まずその、令和4年度の町県民税均等割額の非課税世帯、それと、2点目のですね、家計が急変し町県民税非課税世帯と同様の事情にあるというて書いてあるんですけども、これはどういった具体的な基準があるのか。国からどういう基準が示されているのか。それと、2点目についてはですね、少なくとも、本人からの申請を待たないとね、急変したかどうかというのは町では把握できないと思うんですけれども、全体として、これは、申請に基づいて、審査して出すのか、海田町からですね、一方的に対象と思われる方に出すのか。その辺の手続を説明してください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）1点目につきましては、非課税世帯、これから対象者を抽出してまいりますので、数字としては現時点においては把握してございません。それから2点

目、家計急変世帯の具体的な例ということで、その月の収入がないことがあらかじめ明らかであるものは、対象外となります。例といたしましては、定年退職による収入減ですとか、年金が支給されない月、事業活動に季節性があるものなどが挙げられております。実際に、確認するすべといたしましては、申請書に、予期せず家計が急変したということでのお申出となります。3点目につきましては、家計急変世帯については、議員がおっしゃるとおり、こちらで把握することはできませんので、御申請をいただきながら、支給のほうを行ってまいりる予定でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）まずね、質問で、現在、町県民税、令和4年度ですよ、令和4年度の町県民税が均等割額が非課税の方がですね、把握してないと。これ、どういうことです。今年度既に町県民税はですね、払えいうてから請求書を出しとるわけでしょ。それ把握してないということがありますか。おかしいんじゃないです。あなたたちの準備不足じゃないですか。ね。そうでなきゃ2,600という根拠も怪しいということになりますよ。ね。1番が分からない。2番はこれ、これからの申請を待つてやる、その2番目の根拠はですね、前回だと。前回、令和3年度同じようにやってますけれどもですね、そのときに説明があったのは、令和3年度、4,200所帯ですという説明があったんです。それは大き過ぎないかと言ったら、いや、国の基準でそうなるんだと。で、決算のときに、実際にじゃあ、何所帯かいうたら2,155、ね、消化率54パーセントですよ。あなたたちが過大な目標を設定したんですよ。令和3年度ね。また同じようなことになるんじゃないです。2,600、だって、前回は2,155ですよ。今回2,600、2割以上積み増しとるわけですから、ね、きっちと数字の具体的な裏付けぐらい持ってですね、やってくださいよ。再度説明してください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）非課税世帯の数字でございますけれども、課税自体が個人課税になっておりますので、世帯ごとの集計につきましては、別に集計をし直す必要があるということで、これからの抽出になってまいるというところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ということはね、今回も2,600というのは、いいかげんに大体これくらいだろうということで出したんです。ね。多めに。前回は2,155ですよ。で、この家計急変所帯も、今年度、令和4年の1月から今年の12月までですから、令和3年度に家計

急変した所帯は、既に去年が対象であってね、今年新たになるわけじゃないんですよ。ね。前年から今年にかけて急変した人ですから、ね。去年がそれが 2,155、均等割非課税と急変した人がね。その人たちは、もう出したら、急変して下がとるわけだから、今年度はもう対象じゃないですよ。ね。それで、更に 2,600 人増えると言うからね。数字が、ちょっとつじつまが合わないんじゃないですかと聞いてるんです。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）世帯数の算定につきましては、令和 3 年度の実績を踏まえながら、全世帯、町の全世帯数に対する非課税世帯の割合ですとか、世帯数の増などを踏まえて、算出をいたしました。非課税世帯の中には、給付の条件として、課税者に扶養されている世帯については対象にならないとかそういったところもございますので、そういった部分も踏まえて算出をいたしております。

○議長（桑原）ほかにございますか、宗像議員。

○10 番（宗像）まず、今の続きになるんですが、最低限、今、現状がどうあるか。それを調査してから予算を組むのが本来の姿じゃないんですか。少なくとも、今、非課税世帯が何世帯あるか、これについてはそれ以上言いませんけども、それは、しとくべき案件だと思います。だから、聞かれたら答えるだけの数字は持って出るべきじゃないんですか。私が聞きたいのは、コロナウイルスワクチン接種、これで、3 番の接種のほう、9 月 27 日から順次発送予定と言われましたが、予定ということは、来年の 9 月 27 日から発送するんですか。今日 10 月 7 日ですよ。予定ということだったら、来年の 9 月 27 日ですね。説明と違うんなら訂正していただきたいのと、もし、既にもう発送してあるのであれば、本来、予算を組んでないのに発送というのはあり得るんですか。その説明、してあるならその説明もきちんとすべきではないんかと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）すいません、私の口述において 9 月 27 日から順次発送予定と申したのは誤りでございました。訂正をさせていただきます。発送済みでございます。

○議長（桑原）それともう一つ。予算のついてない、質問があったら今。これ、執行しとるということ。保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの件につきましては、9 月議会の時点では、国の方針等も全然出ておりませんでしたので、補正予算の計上が困難な状況でございました。9

月 6 日に国の説明会がありまして、その後、町の対応方針等の協議を 9 月 12 日にしまして、9 月 15 日に文教福祉委員会で説明させていただいて、議員全員に通知させていただいておるところでございます。9 月議会の時点では方針が出ておりませんでしたので、補正予算が計上できず、今回の臨時議会の計上ということになったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10 番（宗像）聞いてることと話が違うと思うんですが、もう 9 月 27 日から発送しとるんでしょう。だから、予算がないのに、どうやって発送したんですか。本来であれば、予算つけてから事務を進めるべき案件を、予算前に事務を進めているんですが、その予算はどっから持ってきたんですかって、本来予算がないのに、執行することできるわけじゃないですね。財政課長。そうですね。ほんなら予算がないのを使ってるということは何があるんじゃないんですか、その説明も要るんじゃないですか。だからその、予算がないのに使ってる理由と財源、もとになるものは何ですかっていうのをお聞きしたんですが、御答弁願えますか。

○議長（桑原）まずね、議員の皆さん 3 回しか質疑できないんで、答弁漏れのないように、よく聞いてください。財政課長。

○財政課長（吉本）本事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業として予算を構えておりまして、この発送分については、既存予算の不用額分を活用して、速やかな接種をするために執行したところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。大江議員。

○8 番（大江）すいません。8 番、大江です。高騰緊急支給給付金の概要の中の支給対象世帯、基準日が令和 4 年 10 月 1 日、それから、2 の 2 番の、急変した世帯、予期せず令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの家計が急変、それと、5 の支給開始予定日が令和 4 年 11 月 22 日となっております。これらが全て日付が少し矛盾してるように感じるんですね。基準日は 10 月 1 日となって、支給日が 11 月 22 日。しかし、2 番の家計が急変した世帯は、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までとなっております。この矛盾をちょっと説明してください。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）（2）番の家計が急変した世帯につきましては、令和 4 年 1 月から 12 月までの家計が急変したというところでの対象範囲になるんですけれども、申請につ

きましては1月末日までを受付するということでございます。支給開始予定日につきましては、現在スケジュール組んでおりまして、最短でそのぐらいの日付で支給開始ができると見込んでおります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、申請は1月末までということは、令和5年の1月ですか、それとも、いつの1月なんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）申し訳ありません。令和5年でございます。

○議長（桑原）はい、大江議員。

○8番（大江）そうなりますと、2番のほうの家計が急変した世帯には、支給開始予定日というのは全然違って来るんじゃないんですかね、11月22日になってますが、これが、来年の1月1日まで申請でしたら、支給開始日、違いますよね。だから、例えば、1の住民保護世帯のここの1のところと、2のところと、支給開始日がずれて来るんじゃないかと思うんですが、予定日、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）支給開始予定日でございますが、全体で支給開始ができる日ということで、11月22日を見込んでおります。順次、その後、申請をいただいた方については、決定をしまして支給をしてまいります。

○議長（桑原）佐中議員、もう1回残ってますから。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。ちょっと今ずっとね、流れを聞いてみると、よその自治体は、もっと早くやっておるんですよ。だから、今、臨時議会でやっておいでですが、よそは、もう9月までに、やっておるところが、ネットで見たら出てきたんですよ。私、聞きたいのは、これは、法律なのか、閣議決定で決まったのか。しかもそれが、私の記憶では6月というように記憶をしておるんですが、そっから逆算をして、本日提案をされとるのかどうか。それを最後に聞きます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）閣議決定をされまして9月26日付けの通知がまいっております。そこから計算いたしまして、専決処分と臨時議会と比較いたしまして、支給開始予定日に差がないことから、この度、臨時議会のほうで計上させていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが。今、るる出ましたがね、これ、前回ピアノのときにも言うたんじゃがの、222条違反じゃないのかと。今回、全くそれと同じことをやとるわけよ。聞いとらんのよね、皆さんは。いわゆる、喉元過ぎればというんで、その場限りを乗り切ったらね、真剣に議員の声を聞いとらんいうことになるんよ。要するに、今も予算のないものを執行しとるわけよ。それを、やかましゅう言うたんじゃけども、生かされとらん。町長、もっと真剣にやらんにゃあ困るよ。それで、何が言いたいかいと、資料の1のとこのね、歳出のところの一番上、4ページのところに書いとる、一番上の1億3,000万円、困窮世帯にどうかしますよというんで、これ、報酬になつとるんよ。これ、報酬おかしいじゃろう。支援金が報酬。事務費が入つとるようで、資料の2か、では言うから、それだったらね、報酬と給付金か何かで分けるべきじゃないのか。ここらが、非常に事務がずさんだと、こういうふうに思うわけよね。これ一括1億3,000万、報酬なつとる。今言うたようなことの222条の問題と、そこらについてどう考えるんか。それと、これは、報酬と分けるべきではないのか。報酬一括じゃおかしいんじゃないか。どうなのか、その辺、事務的に。説明願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目の予算議決及び執行に関するお尋ねでございますが、この新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、本年度6月議会において、4回目接種を進めるための予算約9,800万円の議決をいただいております。この度、新たなオミクロン株対応というところで、かかる接種費用の予算を議決を提案させていただいてるところですが、住民の安全を守るため、速やかな接種を進めるための準備行為として、4回目の接種でいただいた議決の予算の一部不用額がございますので、そちらのほうを発送のための予算として、執行をさせていただいたというところでございます。ワクチン接種という同一目的内での事業内の予算執行というところでございます。次に、2点目の事項別明細書、4ページ目のところで、この給付金1億3,000万円の科目につきましては、同ページ左側、節としては18節で、負担金補助及び交付金のところの1億3,000万と対応しているところでございます。報酬39万1,000円につきましては、二つ目の給付事務事業における会計年度任用職員、事務補助員報酬39万1,000円と対応しているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、言うたのはそこらをね、もっと分かりやすくね説明するべきじゃないか。ほんで、今でも、何かわけ分からんいやあ訳分からんのじゃが、前回の、コロナなんかの予算が余ったからそれを流用したとか、今そんなことを言うとりんじゃないんじや。この分の執行で、今、臨時会開いとるんよ。その中身を言うて、さっきも言うた、29日に発送しとるとかどうとか。その中身のことを言うとりん。ほんじゃったら審議することないじゃない、臨時議会まで開いて。何のために臨時議会開いてそれやっとりん。緊急性がある、必要があるから臨時議会開いとるんだらう。執行予算の流用するんだったら、臨時議会開くことないじゃない。そこらが、さっきも言うた、事務がでたらめじゃ言うとりんよ、町長。しっかり指導せにゃあ。そういうことを言うとりんよ。だから、前回ピアノの件でも言うた、補正予算を先に通してピアノをいただく。先にピアノいただいとる、わずか時間にしたら5分か7分の前じゃけど。もし補正予算が否決されたら、ピアノはもらうようになった、90万の予算が、どうするんかという、それが、今回も同じことをやっとりんわけよ。再度、その辺、詳しく説明していただきたい。分かる、言うとりんことの意味は。言うとりん意味が分からにゃあ、もう1回、反問してもろうていいよ。の、議長。それでやってください。

○議長（桑原）大丈夫か。分かりますか。はい、じゃあ、財政課長。

○財政課長（吉本）この度、予算議決と執行に関するところで、いろいろお叱りも受けまして、まずは説明が分かりにくいであるとか、説明不十分というところにつきましては、今後、しっかり事前の分かりやすい説明に努めていきたいと考えております。予算の執行におきましては、款項議決事件というところで、同一事業内、目的については、ワクチン接種を進めていくという目的のところは同一ですので、そこは、裁量権の範囲内で、不用額の予算執行をさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。第45号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日、開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には、慎重に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決いただきましたので、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和 4 年第 8 回海田町議会臨時会を閉会といたします。皆様大変御苦労様でした。

午前 9 時 4 4 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和     年     月     日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員